

	社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
女性 男女共同参画青少年課・人権施策推進課（警察本部 子ども女性安全対策課）	<p>○固定的な性別役割分担意識については、これまでの取組により一定程度の改善は見られるが、国や県の調査によると、依然として根強く残っている。</p> <p>○女性の社会進出は進んできているが、いわゆるM字カーブの問題や男性中心型労働慣行、男性の長時間労働の常態化などが存在しており、男女が社会のあらゆる分野に共に参画してくためには、仕事と生活の調和の実現を進めるとともに、女性のチャレンジ支援や男性の働き方改革などをさらに進める必要がある。</p> <p>○女性活躍推進法と政治分野における男女共同参画推進法が成立したことにより、男女共同参画の実現に向けた取組は、積極的な女性登用や人材育成など新たな段階に入ったと言える。今後は、女性の活躍意欲の喚起や取組が進んでいない中小企業に向けた支援など女性が活躍できる環境づくりをさらに推進し、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進につなげる必要がある。</p> <p>○県内の配偶者暴力相談支援センターと警察に寄せられる配偶者等からの暴力に関する相談件数は、3,000件台で推移しているとともに、デートDVに関する相談も寄せられていることから、若い世代からの防止啓発が求められている。</p> <p>○国は、いわゆるAV出演強要問題などが「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であることから、H29年から4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」として新設した。</p> <p>○ストーカー事案の全国の相談件数は、30年は21,556件（前年比△1,523件）と減少したが、H24以降依然として高水準で推移している。検挙数も同様の傾向でありH30年は870件（前年比△56件）と減少した。被害者は女性が87.9%を占める。被害者の年齢は20歳台が多く、加害者は20歳代・30歳代が多い。（時点修正）</p> <p>○私事性的画像に係る事案（いわゆるリベンジポルノ）の全国の相談件数はH30年は1,347件で、H26の法施行以降最多となった。被害者は女性が91.6%を占める。被害者・加害者ともに年齢は20歳台が多い。（時点修正）</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（H25年7月公布・H26年1月施行） 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者に準じて法の適用対象とする改正。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（H27年9月公布・施行（一部H28年4月施行）） 女性の職業生活における活躍を推進するための基本方針及び事業主行動計画の策定、推進するための支援措置等について規定。</p> <p>○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（H30年5月公布・施行） 政治分野における男女共同参画を効果的・積極的に推進し、民主政治の発展に寄与することを目的に、選挙において男女の候補者数ができる限り均等になることを目指すなど基本原則を規定。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県男女共同参画の促進に関する条例の一部改正（H13年6月公布・10月施行、H26年3月最終改正） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴う改正。</p> <p>【国における状況】</p> <p>○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（ストーカー規制法改正）（H29年1月施行（一部H29年6月施行）） SNSのメッセージ送信等規制対象行為の拡大や警告を経ずに禁止命令等を行えるなどの制度の見直し、罰則の強化等。</p> <p>○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）（H26年11月施行） 個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とし、私事性的画像記録の提供等を処罰するとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の特例等について規定。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（H25年12月告示、H26年10月一部改正） 基本方針は都道府県基本計画の指針となるもの。法と同様に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害について準用することを改正。</p> <p>○第4次男女共同参画基本計画（H27年12月策定） 男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、R7年度末までの基本的な考え方と、R2年度末までの施策の基本的方向及び具体的な取組、成果目標を定めている。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（H17年3月策定、H26年9月最終改定） DV防止法に基づき、DV対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針や具体的施策を示している。H25年7月のDV防止法の一部改正により適用対象が拡大されたこと等を踏まえて改定。</p> <p>○第4次岡山県男女共同参画基本計画（第4次おかやまウィズプラン）（H28年3月策定、計画期間：H28～32年度） 男女共同参画社会基本法及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例に基づき、男女共同参画を推進するための基本方針や施策を示している。プランの基本目標Ⅲは、女性活躍推進法の規定に基づく女性活躍推進計画。 H31年度中に第5次男女共同参画計画を策定予定。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○女性に関する人権上の問題点について、「男女の固定的な役割分担意識による差別的取扱い」が37.4%と最も高く、次いで「職場における差別待遇」（36.5%）、「家庭内における夫から妻に対する暴力」（31.7%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「ストーカー行為」は15.2ポイント減、「交際相手からの暴力」は14.4ポイント減となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると、「職場における差別待遇」は14.0ポイント低くなっている。</p> <p>○女性の人権が守られるために必要なことについて、「男女がともに、働きながら、家事、育児及び介護などを両立できる環境の整備」が70.7%と最も高く、次いで「学校などでの男女平等に関する教育の充実」（45.1%）、「職場において、採用、昇進などの面での男女の均等な機会と待遇の確保」（40.4%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「DVやストーカー行為などで、女性の被害が深刻となる犯罪の取締りを強化するなど、女性に対する暴力をなくすための取組の強化」は6.7ポイント減となっている。</p>

	社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
<p>子ども 男女共同参画青少年課・子ども家庭課・人権教育課</p>	<p>○子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や情報化、グローバル化などの影響を受けて急激に変化しており、また、ニート・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の存在、インターネットの普及による有害情報の拡散なども憂慮すべき状況である。</p> <p>○さらに、子ども・若者の人間形成を日常生活の中で支えてきた家庭や地域における教育力の低下や、ひとり親家庭における経済的困窮など、重点的に取り組むべき課題も見えてきた。</p> <p>○経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭の父、母、寡婦またはその養育している児童に対する福祉資金貸付金について、貸付対象範囲の拡大、違約金利率及び貸付利率の引き下げ、償還期間の延長等により、ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図っている。</p> <p>○ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えているため、児童扶養手当の支給に関して、手当の拡充や所得制限の緩和、受取間隔の短縮等により、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図っている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正 （R元年9月改正法施行） 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保証され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を規定。</p> <p>○母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正 ・福祉資金貸付金について対象を父子家庭まで拡大（H26年10月） ・違約金利率の引き下げ（年10.75% → 年5%）（H27年4月） ・貸付利率の引き下げ（年1.5% → 年1.0%）（H28年4月） ・修学資金及び就学支度資金について、貸付対象に大学院まで拡大（H30年4月） ・修業資金の償還期間の延長（6年 → 20年）（H31年4月）</p> <p>○児童扶養手当法の改正 ・多子加算額の拡充（第2子：5千円→最大1万円、第3子以降：3千円→最大6千円）（H28年8月） ・全部支給の所得制限限度額の引き上げ（H30年8月） ・支払回数を年3回から年6回に変更（R元年11月）</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○子供・若者育成支援推進大綱 （H28年2月策定） 子ども・若者育成支援推進法に基づく国の大綱として、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定める。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○第2次岡山県子ども・若者育成支援計画 （H29年3月策定、計画期間：H29年度～33年度） 子ども・若者育成支援推進法に基づき、岡山県における子ども・若者育成支援を総合的に推進するための基本方針や施策の方向等を定める。計画では、ニート・ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援を施策の柱の一つに位置付けている。</p> <p>【国における状況】</p> <p>○子供の貧困対策に関する大綱 （H26年8月閣議決定） 子供の貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針や、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の子供の貧困対策に関する事項等を規定。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県子どもの貧困対策計画 （H27年3月） 子どもの貧困対策の推進に関する法律において都道府県の努力義務と定められている都道府県における子どもの貧困対策についての計画。 子ども・子育て支援法に基づく県の総合計画である「岡山いきいき子どもプラン2015」の中に位置付けて策定。R元年度中に見直す予定。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○子どもに関する人権上の問題点について、「「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなどのいじめ」が72.7%と最も高く、次いで「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」（61.7%）、「保護者や同居する家族・親族が子どもに暴力をふるう、養育を放棄するなど、子どもを虐待すること」（52.7%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「児童買春・児童ポルノ等」は30.8ポイント減となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると、「教師が授業中騒いだ子どもをなぐるなどの体罰を加えること」は13.1ポイント低くなっている。</p> <p>○子どもの人権が守られるために必要なことについて、「学校での人権教育・道徳教育の推進」が55.2%と最も高く、次いで「家庭での人権教育・道徳教育の推進」（45.5%）、「地域の人々による子どもへの見守り・声かけ・指導等」（37.3%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「地域の人々による子どもへの見守り・声かけ・指導等」は14.6ポイント減、「家庭内の人間関係・経済的な安定」は7.9ポイント減となっている。</p>

	社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
<p>子ども 男女共同参画青少年課・子ども家庭課・人権教育課</p>	<p>○改正児童福祉法等の理念のもと、できる限り「家庭」での養育を優先しながら、それが困難な場合は、家庭と同様な養育環境である「養子縁組」や「里親・ファミリーホーム」で、それも困難な場合は、できる限り良好な家庭的環境である「施設」で適切に養育されるよう体制整備を図る必要がある。</p> <p>○全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は年々増加し、虐待による重篤な死亡事案も後を絶たない中で、国がH30年7月に発出した「児童虐待の防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を踏まえ、児童相談所や市町村の体制強化等に取り組む必要がある。</p> <p>○いじめ問題ではスマートフォン等を介してのSNS等によるいじめなど、新たな問題が生じている。</p> <p>○若年層での自殺者数は、他の年齢層が減少傾向にもかかわらず減っておらず、深刻な状況にある。</p> <p>○児童売春・児童ポルノ、JKビジネス等、子どもの福祉を害する犯罪が起きているだけでなく、登下校中に子どもが巻き込まれる事件・事故もなくなる状況にある。</p>	<p>○児童福祉法の改正 （H28年6月公布、一部を除きH29年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉を保障するための原理の明確化 ・家庭と同様な環境における養育の推進 ・国・地方公共団体の役割や責任の明確化 ・市町村・児童相談所の体制や権限の強化 ・被虐待児童への自立支援 等を規定 （R元年6月公布、一部を除きR2年4月施行） ・児童相談所への児童心理司の配置標準 ・児童相談所への弁護士の配置 等を規定 <p>○児童虐待の防止等に関する法律の改正 （H28年6月公布、一部を除きH29年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉を保障するための原理の明確化 ・家庭と同様な環境における養育の推進 ・国・地方公共団体の役割や責任の明確化 ・市町村・児童相談所の体制や権限の強化 ・被虐待児童への自立支援 等を規定 （H29年6月公布、H30年4月施行） ・児童等の保護についての司法関与の強化等を規定 （R元年6月公布、一部を除きR2年4月施行） ・親権者による体罰の禁止 ・児童相談所の介入機能と支援機能の分離 ・学校の教職員等、児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 等を規定 <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県子どもを虐待から守る条例 （H27年12月制定、H28年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の責務、市町村の役割、県民の役割、保護者の責務、関係機関等の役割の明確化 ・毎年度の行動計画の策定と実績の公表 ・施策の体系化 I 安心して暮らせる環境づくり II 子どもへの虐待予防 III 早期発見・早期対応 IV 虐待を受けた子どもと家族への支援 V 支援者の人材育成等を規定 	<p>【国における状況】</p> <p>○社会的養護の課題と将来像 → 新しい社会的養育ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年に抜本改正された児童福祉法等の理念実現のため、「社会的養護の課題と将来像」（H23年7月）を全面的に見直し、H29年8月に取りまとめられた新たな社会的養育の在り方を示すビジョン ・里親委託率に係る目標の大幅な引き上げ、施設の小規模化と地域分散化・ケアの高機能化などを内容とする。 <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県家庭的養護推進計画 → 岡山県社会的養育推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、従来の岡山県社会的養護推進計画を見直し、R元年度中に岡山県社会的養育推進計画を策定する予定 <p>【国における状況】</p> <p>○いじめ防止等のための基本的な方針 （H25年10月施行、H29年3月改定）</p> <p>いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のため対策を総合的かつ効果的に推進するもの。</p> <p>○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン （H29年3月策定）</p> <p>いじめの重大事態への対応について、法や基本方針等に則った適切な調査の実施に資するために策定。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県いじめ問題対策基本方針 （H26年3月策定、H30年1月改定）</p> <p>教育委員会や学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態への対処についても定めた、いじめの防止のための総合的な方針。</p> <p>○第3次岡山県人権教育推進プラン （H29年2月策定）</p>	

社会情勢の変化等		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
高齢者	<p>長寿社会課・指導監査室</p> <p>○日本の高齢者人口はH30年10月1日現在、3,558万人で、高齢化率は28.1%となっている。</p> <p>○全国の認知症の人の数は、H24年に462万人で、いわゆる団塊の世代が75歳以上となるR7年には約700万人になると推計されている。</p> <p>○高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の虐待の状況が公表されており、H29年度は市町村への相談・通報件数が約3.2万件あり、そのうち1.8万件が虐待と判断されている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28年5月施行）</p> <p>成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○認知症施策推進大綱（R元年6月策定 対象期間R元～R7年度）</p> <p>認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するために策定されたもの。大綱の対象期間は2025年までであるが、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認することとしている。</p> <p>○認知症基本法(仮称)（R元年10月～、国会にて継続審議）</p> <p>認知症基本法案が国会で継続審議中。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（H30年3月策定、計画期間H30～32年度）</p> <p>高齢者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築や認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、計画期間中に取り組むべき高齢者保健福祉施策の推進方針を明らかにしたもの。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○高齢者に関する人権上の問題点について、「悪質商法や詐欺の被害者が多いこと」が59.5%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」（51.6%）、「働ける能力を發揮する機会が少ないこと」（36.0%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「悪質商法や詐欺の被害者が多いこと」は11.3ポイント増、「経済的に自立が困難なこと」は6.7ポイント増となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると、「経済的に自立が困難なこと」は13.8ポイント高くなっている。また、「家族や介護者の嫌がらせや虐待」は8.8ポイント低くなっている。</p> <p>○高齢者の人権が守られるために必要なことについて、「生活保障（年金など）の充実」が60.5%と最も高く、次いで「働く意欲のある高齢者の就労の場の確保」（55.7%）、「保健・福祉・医療サービスの充実」（55.0%）、「自立して生活しやすい環境の整備」（52.9%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、大きな差はみられない。</p>
障害のある人	<p>障害福祉課・健康推進課</p> <p>○障害者虐待防止法（H24施行）に基づき障害者の虐待の状況が公表されており、H29年度の全国の虐待相談・通報件数は、7,714件あり、そのうち2,618件が虐待と認定されている。</p> <p>○障害者差別解消法が施行され、民間事業者にも不当な差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられたが（努力義務）、県内においても差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談が寄せられている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（H28年5月成立、H30年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実 ・高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 <p>○発達障害者支援法の一部を改正する法律（H28年8月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の規定の新設 ・教育に関する規定の改正 ・権利利益の擁護に関する規定の改正 ・司法手続きにおける配慮規定の新設 他 <p>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28年4月施行）</p> <p>障害者差別を解消するための措置を規定（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等）。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○障害者基本計画（第4次）（H30年3月策定、計画期間H30～R4年度）</p> <p>障害者基本法に基づく、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画</p> <p>〔第4次計画の基本理念〕</p> <p>障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○第3期岡山県障害者計画（H28年2月策定、計画期間H28～R2年度）</p> <p>障害者基本法に基づく、道府県の障害者施策の基本的な計画</p> <p>〔第3期計画基本理念〕</p> <p>障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に人格と個性を尊重し合ながら共生する社会を実現するため、必要な障害福祉サービス等の充実を図る。</p> <p>○第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（H30年3月策定、計画期間H30年～R2年度）</p> <p>第3期岡山県障害者計画の実施計画としても位置付けており、共生社会の実現のために、地域生活や一般就労への移行に向けて設定した数値目標の達成や、広域的な観点から障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、必要な基盤整備や施策等を実施する。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、障害のある人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○障害のある人に起きていると思う人権上の問題点について、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」が51.8%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱い」（45.3%）、「差別的な言動をすること」（38.3%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると「就職・職場での不利な扱い」は12.6ポイント減、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は12.1ポイント減、「差別的な言動」は11.3ポイント減となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は19.5ポイント低くなっている。</p> <p>○障害のある人の人権が守られるために必要なことについて、「自分らしく働くことのできる就労の場の確保」が57.2%と最も高く、次いで「自立して生活しやすい福祉のまちづくりを推進するための生活関連施設等のバリアフリー化を推進」（54.3%）、「個人のニーズに合った福祉サービスの充実」（37.2%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、大きな差はみられない。</p>

	社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
<p>障害のある人 障害福祉課・健康推進課</p>	<p>○精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神科病院からの退院、地域移行を促進していく必要がある。</p> <p>○各市町村（圏域）における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設け、課題共有と対応の検討をしていく必要がある。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 （H27年4月施行） 効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進について規定。</p> <p>○精神保健福祉法の一部改正案の廃案 医療保護入院の入院手続の見直しや、措置入院者の退院後支援、精神障害者支援地域協議会の設置等の規定を追加するため、H29年通常国会に改正案が提出されたが継続審議となり、その後、衆議院解散のため廃案となっている。</p>	<p>①地域生活移行の促進 ②就労移行の促進及び所得の向上 ③障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保 ④障害のある子どもの支援 ⑤人材の養成・確保と資質の向上等</p> <p>【国における状況】</p> <p>○良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 （H26年4月） 精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者（国、地方公共団体、精神障害者本人及びその家族、医療機関、保健・医療・福祉サービスの従事者等。）が目指すべき方向性が定められた。</p> <p>○精神疾患の医療体制の構築に係る指針 （H29年3月） 精神疾患の医療提供体制の構築のため、医療機能の明確化から連携体制の推進についての指針が示され、この中で、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての理念が示された。</p> <p>○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 （H29年3月） 障害福祉サービス及び相談支援並びに都道府県等の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにするための指針が示され、この中で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての理念が示された。</p> <p>○地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（H30年3月） 精神障害者が退院後にどこの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的に各日に受けられるよう、退院後支援の具体的な手順をガイドラインとして整理された。</p> <p>○措置入院の運用に関するガイドライン （H30年3月） 措置入院の運用が適切に行われるよう、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした措置入院に関する標準的な手続きがガイドラインとして整理された。</p>	

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
同和問題	人権施策・人権教育	<p>○同和問題は、様々な施策の推進と多くの人々の努力によって解決に向かっているが、情報化の進展に伴ってインターネット上での差別的な書き込みが見られるなど、状況の変化が生じている。</p> <p>○同和問題を口実に、企業・官公庁などに不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」に関する県人権施策推進課への相談はH29、30の2年間は無かった。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○部落差別の解消の推進に関する法律（H28年12月施行） 部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定。</p>	<p>【県における状況】</p> <p>○第4次岡山県人権政策推進指針（H28年3月策定） ○第3次岡山県人権教育推進プラン（H29年2月策定）</p>	<p>○同和問題を知ったきっかけについて、「家族から聞いた」が29.1%と最も高く、次いで「学校の授業で教わった」（28.7%）、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」（11.5%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、大きな差はみられない。</p> <p>内閣府調査と比較すると「家族から聞いた」は9.5ポイント、「学校の授業で教わった」は5.8ポイント高くなっており、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」は10.4ポイント低くなっている。</p> <p>○質問を前回調査の「あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○同和問題に関し、起きていると思う人権問題について、「結婚問題での周囲の反対」が54.6%と最も高く、次いで「身元調査」（33.9%）、「差別的な言動」（21.7%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「結婚問題での周囲の反対」は7.9ポイント減、「就職・職場での不利な扱い」は6.0ポイント減となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると「結婚問題での周囲の反対」、「身元調査」が高くなっている。</p> <p>○同和問題を解決するために必要なことについて、「人権教育・啓発広報活動を推進する」が32.3%と最も高く、次いで「特別なことをする必要はなく自然に無くなっていくのを待つ」（27.8%）、「えせ同和行為を排除する」（24.6%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、ほぼすべての選択肢で低くなっている。</p>
外国人	国際課・人権施策推進課	<p>○我が国では、あらゆる分野でグローバル化が一層進む中、外国人は増加・定住化する傾向にあり、県内の在留外国人数は、H30年12月末時点で28,158人（県人口の約1.5%）と、過去最高となっている。また、新たな在留資格「特定技能」の創設により、今後、外国人のさらなる増加・多様化が見込まれている。</p> <p>○外国人は、言葉や文化の相違により、日本人から誤解を受けることもしばしばあり、地域社会において孤立することも少なくないことから、医療や雇用など、外国人の日常生活の様々な場面において、コミュニケーション支援や多言語相談体制の確保など、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することが求められている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）（H28年6月施行） 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定。</p> <p>○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（H31年4月施行） 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を規定。</p>	<p>【県における状況】</p> <p>○平成30年度 国際化施策推進方針 「新晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標及び長期構想の実現に向けて、国際化の施策推進の方向性を示すものであり、4つの分野「国際交流」「多文化共生」「国際貢献」「グローバル人材育成」で構成される。</p> <p>その「多文化共生」において、外国人が生活する上での言葉の壁や困りごとに対する支援の充実を図るとともに、外国人への理解や地域住民との交流を促進することとしている。</p>	<p>○在住外国人に関する人権上の問題点について、「就職や職場での不利な扱い」が26.6%と最も高く、次いで「風習や習慣の違いを受け入れられないこと」（26.2%）となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると、「その他」、「特にない」、「わからない」を除く選択肢で、低くなっている。</p> <p>○在住外国人の人権が守られるために必要なことについて、「在住外国人のための日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の充実」が36.7%と最も高く、次いで「在住外国人に対する日本人の理解促進」（32.0%）、「在住外国人向けの相談体制の充実」（31.8%）、「在住外国人の積極的な登用・雇用や労働条件の向上」（31.3%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「在住外国人向けの相談体制の充実」は6.1ポイント減となっている。</p>

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
ハンセン病問題	健康推進課	<p>○ハンセン病療養所（長島愛生園及び邑久光明園）入所者の平均年齢は85歳を超えており、入所者は急速に減少しつつある。また、療養所を退所しての社会復帰は、非常に困難な状況にある。</p> <p>○入所者の多くが、亡くなった後も故郷に帰ることができず、偏見や差別が解消したとは言えない状況にある。</p> <p>○隔離の歴史を後世に伝えるため、県民がハンセン病に対する正しい理解を深められるよう啓発を図るとともに、療養所入所者等に対する偏見・差別の解消に努めている。</p>			<p>○ハンセン病問題に関し、起きていた（いる）と思う人権問題について、「ハンセン病患者・回復者とその家族に対して、さまざまな偏見・差別があったこと」が82.3%と最も高く、次いで「戦後に治療薬が開発され、隔離の必要が全く無くなったにも関わらず、ハンセン病患者に対する隔離政策が続いたこと」（68.8%）となっている。</p> <p>前回調査から選択肢を大幅に変更したので前回調査との比較は行わない。</p>
患者等	健康推進課	<p>○医療等の進歩により、HIVに感染しても早期発見・早期治療によって、長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、患者の高齢化も進んできている。こうしたことから、医療関係者をはじめ福祉・介護分野から一般県民まで、幅広くHIV感染者やエイズに関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要となっている。</p>			<p>○質問を前回調査の「あなたは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○HIV感染者等に関し、起きていると思う人権問題について、「結婚問題での周囲の反対」が31.9%と最も高く、次いで「差別的な言動」（19.8%）、「就職・職場での不利な扱い」（18.2%）となっている。なお、「わからない」と回答した割合も41.6%となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「その他」、「特にない」、「わからない」を除くすべての項目について、回答した割合は減少している。</p> <p>また、内閣府調査との比較についても、「その他」、「特にない」、「わからない」を除くすべての項目について、回答した割合は低くなっている。</p> <p>○HIV感染者等の人権が守られるために必要なことについて、「病気について正しく理解するための啓発活動の推進」が63.5%と最も高く、次いで「学校におけるエイズに関する教育の充実」（51.2%）、「適切な医療体制や相談体制の充実」（43.1%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、大きな差はみられない。</p>

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
情報政策課・インターネットによる人権侵害	男女共同参画青少年課・教育庁	<p>○従来のインターネット上の匿名掲示板やブログなどへの基本的な人権を侵害する書き込みに加え、近年のスマートフォンの急速な普及で、LINEやTwitterをはじめとするSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるいじめや誹謗中傷、個人情報の流布等が行われ、犯罪に巻き込まれる危険性も高まっている。</p> <p>○H29年、SNS等に起因する事犯の被害児童数が全国で過去最多を記録。</p> <p>○H30年8月、病的なネット依存が疑われる中高生が93万人（7人に1人）に上るとの調査結果を厚生労働省が公表。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法） （H29年6月23日改正、H30年2月1日施行） フィルタリングの利用促進を目的に、事業者のフィルタリングに関する説明を義務化。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例 （H23年10月施行、H30年4月改正） 青少年インターネット環境整備法の改正により、条例で定めていた規定の一部（事業者のフィルタリングに関する説明義務など）が法で規定されることとなったため、条例の一部を改正。</p>	<p>【県における状況】</p> <p>○児童生徒のスマートフォン等の利用に関する指導方針 （H21年3月策定、H30年3月一部改定） 学校への持ち込みや学校における情報モラル教育の取組、家庭での取組等について定めたもの。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○インターネットによる人権侵害に関し、起きていると思う人権問題について、「他人を誹謗中傷する表現の掲載」が70.4%と最も高く、次いで「個人のプライバシーに関する情報の無断掲載」（54.9%）、「LINEやTwitterなどのSNSによる交流による犯罪の誘発」（44.2%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「個人のプライバシーに関する情報の無断掲載」は11.3ポイント減となっている。</p> <p>内閣府調査と比較すると、「他人を誹謗中傷する表現の掲載」は7.5ポイント高くなっている。また、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真の掲載」は8.9ポイント低くなっている。</p>
プライバシーの保護		<p>○携帯電話やスマートフォンの急速な普及でLINE等のSNSによる個人のプライバシーの侵害が深刻化しているほか、企業からの個人情報の流出や不正利用など、プライバシー（個人情報）の保護に関わる問題が身近なところで発生している。</p> <p>プライバシーを保護することの重要性について理解を深める取り組みを行うとともに、個人情報の適切な管理が必要とされている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○個人情報保護法 （H27一部改正） 個人情報の定義の明確化を図るとともに、個人情報を取り扱うすべての事業者が対象とされた。また、個人情報提供のルールが強化され、情報漏洩に対する罰則を新設。</p>		
消費生活上の問題	くらし安全安心課	<p>○新たな手口による悪質商法や特殊詐欺等の増加やインターネット関連被害など、消費者被害は年々、多様化、複雑化している。</p> <p>○成年年齢の引き下げに伴い、若年者の消費者被害の拡大が懸念される。</p>		<p>【国における状況】</p> <p>○第3期消費者基本計画 （H27年3月閣議決定 計画期間 H27～31年度） 長期的に講ずべき消費者政策の大綱、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画。</p> <p>○消費者教育の推進に関する基本的な方針 （30年3月閣議決定（変更） 計画期間 30～34年度） 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者施策との連携に関する事項を定めた消費者教育の推進に関する基本的な方針。</p> <p>【県における状況】</p> <p>○第3次岡山県消費生活基本計画 （H28年3月策定、H31年3月変更 計画期間H28～32年度） 岡山県消費生活条例に基づく、消費者施策の総合的な推進を図るための消費生活に関する基本的な計画。</p>	

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
犯罪被害者等	くらし安全安心課	<p>○依然として様々な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害にとどまらず、その後の二次的な被害に苦しめられることも少なくない。被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する必要がある。</p>		<p>【国における状況】 ○第3次犯罪被害者等基本計画 （H28年4月閣議決定 計画期間 H28～32年度） 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進するもの。 【県における状況】 ○第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針 （H28年3月策定 取組期間 H28～32年度） 犯罪被害者等基本法及び国の基本計画を踏まえ、岡山県における犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進するもの。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、犯罪被害者及びその家族や遺族等に関し、現在、どのような人権問題（犯罪被害者体験を含む）が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。 ○犯罪被害者等に関し、起きていると思う人権問題について、「何年にもわたって、精神的ショックが続いたり、身体的不調をきたしたりすること」が59.8%と最も高く、次いで「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなること」（52.5%）、「仕事を休んだり、やめざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなること」（47.5%）となっている。 前回調査と比較すると、「その他」、「特にない」、「わからない」以外のすべての選択肢で減少している。</p>
刑を終えて出所した人	保健福祉課・くらし安全安心課	<p>○矯正施設（刑務所等）から退所した後、高齢又は障害があることにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者について、岡山県地域生活定着支援センターの支援を受ける者は増加傾向にある。 <支援実績> H28年度 37件 H29年度 59件 H30年度 58件</p> <p>○近年、全国の刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇している。</p> <p>○犯罪をしたもの等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とするものが多い。</p>	<p>【国における状況】 ○再犯防止推進に関する法律 （H28年12月公布、施行） 安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを定める。</p>	<p>【国における状況】 ○再犯防止推進計画 （H29年12月閣議決定 計画期間H30～34年度） 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、政府が取り組む再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。 【県における状況】 ○岡山県再犯防止推進計画 （H31年3月策定 計画期間H31～R5年度） 国の再犯防止推進計画を踏まえ、岡山県における犯罪をした者等を地域社会で支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。</p>	

社会情勢の変化等		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
性的指向・性同一性障害	<p>人権施策推進課</p> <p>○性的指向については、H27年の渋谷区を皮切りにR元年9月までに25の地方公共団体がパートナーシップ制度を開始している。また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、同性婚の法制化を70%が支持するという調査結果もあるなど理解が進んできている。さらに、企業では福利厚生面で同性パートナーが配偶者と同等に認められるなど状況は変化してきている一方で、いまだに当事者がカミングアウトしにくい状況もあり、理解が十分とは言えない状況である。</p> <p>○世界中では27の国と地域が同性婚を認めており、G7では日本を除く6カ国で同性婚が認められるなど先進国での取り組みが進んでいる。</p> <p>○性同一性障害者は、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、理解が十分とは言えない状況である。</p> <p>○H30年6月WHOの国際疾病分類が改定され性同一性障害が「精神疾患」から外れ、障害でも病気でもないことになった。国の今後の対応を注視する必要がある。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○男女雇用機会均等法に基づく「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（セクハラ指針）（H28年8月改正）</p> <p>H29年1月以降LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性的少数者に対する職場におけるセクハラも、セクハラ指針の対象となる旨が明確化され必要な措置を講じることが事業主に義務付けられた。</p> <p>○性同一性障害者の性別の取り扱いに関する特別に関する法律（H30年6月改正 R4年4月施行） 民法の成年年齢引下げに伴う改正。</p>		<p>○質問を前回調査の「あなたは、性同一性障害のある人、異性愛を除く性的指向及び性分化疾患等について、どのような人権問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○性同一性障害、性的指向等に関し、起きていると思う人権問題について、「体と心の性別に違和感がある人や、異性愛を除く性的指向等に対する理解が足りないこと」が38.7%と最も高く、次いで「差別的な言動」（33.0%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（22.9%）となっている。</p> <p>前回調査と比較すると、「差別的な言動」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「職場・学校等での嫌がらせ」、「就職・職場等での不利な扱い」は5.0ポイント以上、減少している。</p>
帰国した中国残留邦人と家族	<p>保健福祉課</p> <p>○永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、多くの方が日本語が不自由な状態であり、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の蓄えが不十分であるという特別な状況に置かれている。</p> <p>また、支援対象者の高齢化が進んでいることから、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をすることが求められている。</p> <p>○県内の要支援者数44人（R元. 8月現在）</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部改正（H26年施行）</p> <p>本人死亡後の配偶者に対する支援給付について、従来の「生活支援給付」に加え、新たに「配偶者支援給付」の制度が創設された。</p>		
ホームレス・路上生活者	<p>障害福祉課</p> <p>○過去5年間の県内のホームレス者の推移は次のとおり。 H26年16人（うち政令市・中核市5人） H27年 8人（うち政令市・中核市6人） H28年15人（うち政令市・中核市12人） H29年10人（うち政令市・中核市8人） H30年15人（うち政令市・中核市14人）</p> <p>○ホームレスの高齢化、路上（野宿）生活期間の長期化が進んでいる傾向にある。</p> <p>○生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業については、ホームレス等住居をもたない方、不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する事業であるが、岡山市（政令市）倉敷市（中核市）、笠岡市、赤磐市で実施されている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H29年6月改正） 法の有効期限をR9年8月まで延長</p> <p>○生活困窮者自立支援法（H27年4月施行） 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するために制定。一時生活支援事業等においてホームレス対策を行っている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（H30年7月策定） 特別措置法の趣旨、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国として基本的な方針を明示。</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、ホームレス（路上生活者）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。</p> <p>○ホームレスに関し、起きていると思う人権問題について、「経済的に自立が困難なこと」が39.0%と最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（35.2%）、「通行人等からの暴力」（25.6%）となっている。</p> <p>前回調査、内閣府調査と比較すると、「その他」、「特になし」、「わからない」以外の選択肢で今回調査が前回調査と内閣府調査を下回っている。また、「わからない」と回答した割合は前回調査より7.8ポイント、内閣府調査より15.0ポイント高くなっている。</p>

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」						
自殺問題	健康推進課	<p>○全国の自殺による死亡者数（自殺統計）は、H24年に15年ぶりに3万人を下回ったが、依然としてその数は多い。特に若い世代の自殺率は他国に比べ高く、死因で自殺が第1位となっているのは、先進国で日本のみの深刻な状況である。</p>	<p>【国における状況】 ○自殺対策基本法 （H28年4月1日一部改正） 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。 また、都道府県及び市町村において、それぞれ地域の実情を踏まえた自殺対策計画を定めるものとされた。</p>	<p>【国における状況】 ○自殺総合対策大綱 （H29年7月閣議決定） 基本理念に「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することを新たに掲げ、R8年までに自殺死亡率をH27年と比べて30%以上減少（13.0以下）させる数値目標を設定。 【県における状況】 ○第2次岡山県自殺対策基本計画 （H28年3月） 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、R2年度の自殺死亡率の低さ全国順位1位（14.4以下）を数値目標とする。 ○第8次岡山県保健医療計画 （H30年4月） R8年の自殺死亡率を国大綱と同じ13.0以下を数値目標とする。</p>							
被災者	人権施策推進課	<p>○H23年3月の東日本大震災による、福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせや、いじめが発生したが、災害から8年以上経過した現在、岡山県ではそのような人権問題は見られない。</p> <p>○避難者数（R元. 8月末現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>全 国</td> <td>9 8 9 市町村</td> <td>約 5 万人</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>1 8 市町村</td> <td>9 4 6 人</td> </tr> </table>	全 国	9 8 9 市町村	約 5 万人	岡山県	1 8 市町村	9 4 6 人		<p>【国における状況】 ○被災者の健康・生活支援に関する総合施策（復興庁） （H26年8月策定） 支援体制の充実、住居に係るコミュニティ形成への工夫、被災者の「心」の復興、こどもに対する支援などの課題に対応する施策。 ○被災者支援（健康・生活支援）総合対策（復興庁） （H27年1月策定） 上記施策の具体的取り組み</p>	<p>○質問を前回調査の「あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか。（✓はいくつでも）」から変更している。 ○東日本大震災等の被災者に関し、起きていると思う人権問題について、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」が39.7%と最も高く、次いで「職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（32.7%）、「差別的な言動をされること」（32.1%）となっている。 前回調査と比較すると、「職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が13.2ポイント増となっており、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」と「財産権や居住の自由等が制限されていること」は大きく減少している。 内閣府調査と比較すると、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」は21.7ポイント低くなっている。</p>
全 国	9 8 9 市町村	約 5 万人									
岡山県	1 8 市町村	9 4 6 人									

		社会情勢の変化等	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	「人権問題に関する県民意識調査」
北朝鮮による拉致	保健福祉課	<p>○H14年に北朝鮮が拉致を認め、拉致被害者5名とその家族は帰国したものの、16年が経過する現在もなお多くの拉致被害者が帰国できていない。R元年9月現在、政府認定拉致被害者は帰国した5名を含め17名である。</p> <p>○拉致問題解決に向けた超党派の「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」が毎年開催されている。</p>	<p>○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年6月施行）</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部を変更（H23年4月）</p> <p>各人権課題に対する取組の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加。</p> <p>○拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策（H25年1月拉致問題対策本部決定）</p> <p>早期解決に向けた更なる対抗措置を検討し、日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、拉致問題解決に向けた具体的行動への継続した、強い要求を行うこと等を示した。</p>	
職場などにおけるハラスメント	人権施策推進課	<p>【セクハラ】</p> <p>○国連の国際労働機関（ILO）が80カ国の現状を調査した結果、仕事に関する暴力やハラスメントを規制する国は60カ国で、日本は規制の無い国とされた。R元年6月国際労働機関は、年次総会で職場でのセクハラを含むハラスメントを全面的に禁止する国際条約を採択した。内容は労働者だけでなく実習生やボランティアなど幅広く対象とし、①ハラスメント禁止を法律で義務づける、②執行・監視の仕組みを確立する、③民事・刑事の制裁を設ける、など。</p> <p>【セクハラ・いわゆるマタハラ】</p> <p>○厚生労働省「平成30年度都道府県労働局雇用環境・均等部での法施行状況」調査によれば、男女雇用機会均等法関連の相談件数は19,997件（前年比+810件）と増加している。内訳は、妊娠出産等に関するハラスメントは2,108件（前年比△398件）と大幅に減少しているものの、セクハラが7,639件（前年比+831件）と大幅に増加している。婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱は4,507件（前年比+73件）と微増となっている。</p> <p>【パワハラ】</p> <p>○平成30年度に全国の労働局に寄せられた「職場のいじめ・嫌がらせ」の相談件数は82,797件（前年比+10,730件）と14.9%増加し、過去最高の件数となっている。</p>	<p>【国における状況】</p> <p>○男女雇用機会均等法に基づく「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置についての指針」（H29年1月改正）</p> <p>LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性的少数者に対する職場におけるセクハラも、セクハラ指針の対象となる旨が明確化され必要な措置を講じることが事業主に義務付けられた。</p> <p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律</p> <p>○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</p> <p>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（R元年6月改正）</p> <p>セクハラやいわゆるマタハラに関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止される。事業主は自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が行う事実確認等への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされた。調定の対象者が拡大される。</p> <p>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（R元年6月改正）</p> <p>職場におけるパワハラを行ってはならないと明記。事業主にパワハラ防止のために必要な措置を講じることが義務づけられる。紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出ができる。</p> <p>今後指針において、パワハラの実態や事業主が講じる措置の具体的内容を定める。</p>	<p>【県における状況】</p> <p>○第4次岡山県人権政策推進指針（H28年3月策定）</p>	<p>○セクシュアル・ハラスメントに関し、起きていると思う人権問題について、「性的な冗談、からかいや質問」が46.7%と最も高く、次いで「身体に不必要に触ること」（31.0%）、「仕事に関係ない食事等にしつこく誘うこと」（24.7%）となっている。</p> <p>○様々なハラスメントに関し、起きていると思う人権問題について、「同僚の前で叱責したり無能扱いをするなどの精神的な攻撃」が49.2%と最も高く、次いで「能力を超える過大な業務や、遂行が不可能なことの強制」（26.2%）、「仕事を与えなかったり、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事の強制」（25.4%）となっている。</p>